

「京都府緊急事態措置協力金」(8月20日～9月12日実施分)について(情報提供)

令和3年8月20日からの京都府緊急事態措置に伴う要請に応じた飲食店等への協力金が支給されますのでお知らせします。

《協力金の概要 ※飲食店等への協力金について抜粋》

- 1 要請期間 令和3年8月20日～9月12日
- 2 対象施設 ①飲食店、喫茶店、遊興施設等(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)
②カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)
- 3 要請内容 ①【酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合】 休業要請
②【酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合】 時短要請(5時から20時)
- 4 支給額 事業規模(売上高等)に応じて、1日あたり4万円～
(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店は、1日あたり2万円)
- 5 申請期間等 詳細については、決まり次第、京都府のWEBサイトに掲載。
- 6 その他 詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

○協力金について

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin16.html>

○京都府緊急事態措置について

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_210817taiou.html



《問い合わせ先》

○協力金に関すること

協力金コールセンター TEL: 075-365-7780 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

○緊急事態措置に関すること

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL: 075-414-5907 9時から17時 緊急事態宣言期間中は毎日開設

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」の申請について

京都府が定めた認証基準に基づく感染防止対策を実施されている飲食店を京都府が認証し、公表する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」について、申請受付期間が9月30日まで延長されました。詳細は下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html



《問い合わせ先》

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

TEL: 075-284-0182 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

